

2019年度 ホームページ倫理審査（1次セルフチェック）

以下の項目について、ご自身の診療所や非常勤勤務している診療所など関連するすべてのホームページ、ブログ、メルマガ等についてご確認ください。この1次審査では改正医療広告ガイドラインを認知して頂く目的を兼ねて、セルフチェック形式としています。後日、修正されているかどうか当委員会にて確認致しますので、虚偽の申告が無いようにご注意ください（詳細については、「日本矯正歯科学会ホームページ倫理審査指針」をご参照下さい）。また今後、厚労省の指導や通知あるいは倫理・裁定委員会の協議の結果、ホームページ審査基準の変更や追加の可能性がありますので、ご了承下さい。その際は適宜、学会ホームページで情報提供を行っていきます。なお、過去のホームページ倫理審査時に指摘事項を一時的に非表示とし、認定医更新後、修正部を元に戻す事例も確認されています。そのような事例は特に悪質なものとみなし、倫理審査の対象となったり、専門医取得ができなくなったりする可能性がありますので、ご注意ください。

【はじめに】

今回改正された「医療広告ガイドライン」は、以下の2点がポイントとなっています。

- 1) **医療広告規制の対象拡大**: 医療広告三要件の認知性の要件が削除されたため、ウェブサイト、メルマガ、患者の求めに応じて送付するパンフレット等も広告規制の対象となりました。

	改正前	改正後
要件	誘因性 : 患者の受診等を誘引する意図があること。 特定性 : 医師名や医療機関名を特定できること。 認知性 : 一般人が認知できる状態にあること。	誘因性 特定性 ※ 認知性の要件を削除
対象	折込広告、TVCM、看板等	折込広告、TVCM、看板等 ウェブサイト、メルマガ、患者の求めに応じて送付するパンフレット等 （認知性がないため、これまで規制対象ではなかったものまで対象となった。）

- 2) **広告可能事項の限定解除**: 医療広告は、本来、記載できる内容がかなり限定されています（医療機関名称、診療科名、所在地、電話番号、病院等における施設・設備に関する事項、厚生労働大臣が定めた専門性に関する資格名など。看板等に掲載可能な事項をイメージして頂けると良いと思います）。一方で、今回の改正で患者が自ら求めて情報を入手するウェブサイト等においては以下の4要件を満たした場合に、広告可能事項の限定を解除し、他の記載事項も広告できるようになりました。**限定解除の要件は非常に重要です。①については確認事項を追記していますが、その他の②～④はガイドラインP11～12を精読して下さい。**

- ① 医療に関する適切な選択に資する情報であって患者等が自ら求めて入手する情報を表示するウェブサイトその他これに準ずる広告であること。つまり、ウェブサイト、メルマガ、患者の求めに応じて送付するパンフレット等が該当します。ただし、バナー広告やリスティング広告を表示するサイトは①を満たしません。リスティングをクリックした先のサイトでは、要件を満たせば可能です。(Q1-7)
- ② 表示される情報の内容について、患者等が容易に照会できるよう、問い合わせ先を記載することその他の方法により明示すること。(Q5-10)
- ③ 自由診療に係る通常必要とされる治療等の内容、費用等に関する事項について情報を提供すること。(Q5-11)
- ④ 自由診療に係る治療等に係る主なリスク、副作用等に関する事項について情報を提供すること (Q5-12)

情報が纏まっておりますので、参考として日本矯正歯科学会ホームページ(会員ページ)内【2019年度ホームページ倫理審査について】を見れる方はご一読ください。

- ・ 平成 30 年 5 月 8 日 医政発 0508 第 1 号通知(6 月 1 日より施行)
「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針(医療広告ガイドライン)等について」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/kokokukisei/
- ・ 平成 30 年 8 月 10 日 「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針(医療広告ガイドライン)に関する Q&A について」の事務連絡
<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000371826.pdf>
- ・ 日本矯正歯科学会の 2019 年度ホームページ倫理審査について(参考)
http://www.jos.gr.jp/member/news/ethics/2019/0301_13.html

* 本件に関するご質問は、事務局にお電話を頂きましても回答致しかねます。

日本矯正歯科専門医機関・お問い合わせフォーム

<http://orthod-specialist.jp/contact/>

よりご連絡下さい。

1～4ページをご記入の上、左上をホチキスで止め、原本1部とコピー2部の合計3部を専門医申請書と一緒に日本矯正歯科専門医機関までお送り下さい。

また、以下に今回セルフチェックを行ったWebサイト等のURLを記載して下さい。

セルフチェック該当のURL（複数記入可）

()

【1次セルフチェック項目】

以下の項目は、あくまでもよく見られる指摘事項であり、すべての事項ではありません。

ガイドラインやQ&Aで参考になる部分 (Q&Aは質問番号、ガイドラインはガと表記) を示しますので、ご自身で必ずご一読の上、ご確認下さい。

① 体験談や口コミ情報等について（Q2-9～11、ガ：P9）

体験談や口コミ等を取捨選択し掲載することは虚偽・誇大広告に当たりますので、掲載できなくなりました。

掲載していない、修正、削除済、（その他 _____）

② 最新、最先端、最良、最高、県内唯一、県内一などの表現について（Q2-1～3、ガ：P6～7）

たとえ事実であったとしても、他の医療機関より優良であることを広告する比較優良広告はできません。

掲載していない、修正、削除済、（その他 _____）

③ 「症例数〇〇例の経験」などといった表現について（Q3-17、ガ：P27）

期間を併記すれば可能ですが、1年ごとに集計したものを複数年にわたって示す必要があります。長期間の件数であって、現在提供されている医療の内容について誤認させる恐れがあるものは、誇大広告に該当する場合がありますので掲載できません。

掲載していない、修正、削除済、（その他 _____）

④ 比較的痛みが少ない、治療期間が短い、〇％は抜歯をしない、不定愁訴が治る等の表現について（ガ：P8）★

何と比較して痛みが少ない、治療期間が短いかわからないため、「客観的事実が証明できない事項」として誇大広告に該当する可能性があるため掲載できません。

掲載していない、修正、削除済、（その他 _____）

2019年度 ホームページ倫理審査 回答用紙（要返送）

⑤ プチ矯正、ブライダル矯正、スピード矯正などの表現について（Q2-4）

「プチ～」といった短期間で行える、身体への負担が比較的少ない、費用も手軽であるといった事実を不当に誇張した表現や誤認させる恐れがある表現は、誇大広告に該当する可能性があります。その他のものも同様です。

掲載していない、修正、削除済、（その他）

⑥ ○×歯科医院○○センター、○○研究所併設等の記載について（Q1-13、Q5-5、ガ：P7、8）

病院や診療所については正式な名称のみを広告可能であり○○センターのように正式名称に合わせて広告はできません。ただし、地域における中核的な機能、役割を担っていると都道府県等が認める場合を除きます。また、研究所は研究実態がない場合、虚偽広告に当たります。

掲載していない、修正、削除済、（その他）

⑦ 講習会の受講証、Certificate等の掲載について（Q2-20、ガ：P21）★

医療従事者の略歴として研修を受けた旨については広告できません。ただし、限定解除要件を満たした場合は可能とありますが、Certificateや受講証の写真の掲載は、事実を不当に誇張した表現や誤認させる恐れがある表現とみなされ、誇大広告に該当する可能性があります。したがって限定解除要件を満たした場合に経歴の記載は可能ですが、Certificateや受講証の写真の掲載は認められません。

掲載していない、限定解除要件を満たして修正済、（その他）

⑧ 治療前後の写真等について（Q2-8、ガ：P9）

治療等の内容もしくは効果について患者を誤認させる恐れがなく、術前又は術後の写真に通常必要とされる治療内容、費用等に関する事項や、治療等の主なリスク、副作用に関する事項等の詳細な説明を付した場合に限ってのみ、掲載可となります。本学会としては、主訴、診断名、年齢、使用した主な装置名、抜歯／非抜歯および抜歯部位、治療期間、費用の目安、リスク副作用等を全て記載することとします。

掲載していない、修正、削除済、（その他）

⑨ 専門医、認定医、指導医の表記について（Q3-5～6、ガ：P21）★

○○学会専門医などと認定団体の名称を資格とともに示す必要があります。ただし、「歯科医師○万人のうち○%の認定医」や「○千人のうち○百名しか取得していない専門医」などと過度に強調している場合は誇大広告に当たります。また、所持していない資格を表記しているものも虚偽広告に当たります。また専門医を頂点としたピラミッド型の資格など掲載する場合は、他の歯科医師に対する優位性を示す優良広告では無い事をご配慮下さい。

掲載していない、修正、削除済、（その他）

2019年度 ホームページ倫理審査 回答用紙（要返送）

- ⑩ 指定自立支援医療機関や顎口腔機能診断施設など（ガ：P7）
「指定自立支援医療機関」や「顎口腔機能診断施設」を掲載することはできますが、「東京都知事指定顎口腔機能診断施設」などの表記になると、知事の許可を得ることは当然のことであるにもかかわらず、あたかも特別な許可を得たかのように誤認を与えるため誇大広告に当たりますので、掲載できません（「厚労省認定～」という表現も同様です）。
掲載していない、修正、削除済、（その他）
- ⑪ インビザラインプラチナドクター、インコグニート認定ドクターなど（ガ：P8）
営利企業が認定している資格は客観的かつ公正とは言えず、不当に誘引する恐れがありますので、誇大広告に該当し掲載できません。
掲載していない、修正、削除済、（その他）
- ⑫ テレビ、雑誌で取り上げられました等の表記について（ガ：P4）
自らの医療機関や勤務する医師等が新聞や雑誌等で紹介された旨は広告可能な事項ではありません。
掲載していない、修正、削除済、（その他）
- ⑬ キャンペーン、今だけ〇%オフ、今なら〇〇をプレゼントなどの表記（ガ：P10）
費用を強調した広告や提供される医療の内容と直接関係のない事項による誘因は、品位を損ねる広告として広告できません。
掲載していない、修正、削除済、（その他）
- ⑭ 個別の装置、治療法、材料等の名称の表記について（Q2-15、ガ：P24、26）★
医薬品または医療機器の販売名については広告できません。ただし、限定解除要件を満たした場合は可能です。なお掲載に際しては、本学会の要件として以前のJOSホームページガイドラインと同様に一般名称（製品名）と順番を守って記載して下さい。製品名（一般名）の順番での記載は認められません。
掲載していない、限定解除要件を満たして修正済、（その他）
- ⑮ 未承認医薬品、医療機器を用いた治療について（要件が多いため、Q2-13を精読して下さい）
薬機法未承認の矯正歯科装置および治療に用いられる医療機器をホームページ上に掲載する場合は、以下の要件を満たす必要があります。1) 未承認医薬品であることの明示、2) 入手経路等の明示、3) 国内の承認薬品等の有無の明示、4) 諸外国における安全性等に係る情報の明示。さらに「薬機法未承認の矯正歯科装置であり、医薬品副作用被害救済制度の対象外となる場合があります」と表記する必要があります。
掲載していない、限定解除要件を満たして修正済、（その他）

2019年度 ホームページ倫理審査 回答用紙（要返送）

⑯ 海外技工物などの表記について

矯正歯科装置を作成するソフトウェアや材料が薬機法承認を得ていても、海外技工所で製作されたものをホームページに記載する際には「薬機法対象外の矯正歯科装置であり、医薬品副作用被害救済制度の対象外となる場合があります」と表記する必要があります。

掲載していない、修正、削除済、（その他 _____）

⑰ 無料相談、無料検査について（Q2-12）

「無料相談」では、費用を強調する掲載の仕方ではなく、特に誘引性を認めない場合はこれまでと同様に掲載可とします。しかしながらホームページのトップページなどにバナーあるいは強調された文字や形式で「無料相談」と記載することは治療費の過度な強調に該当し、品位を損ねる表現となり掲載は認められません。また「無料検査」は一切の掲載を認めません。

掲載していない、掲載していたが修正済、（その他 _____）

⑱ その他

上記チェック項目にはありませんが、自主的に修正、削除した内容について記載して下さい。

(_____)

【最後に】

ご自身の名前や診療所名で検索して見て下さい。知らぬ間に勝手に掲載されていたり、不当な口コミサイトを見つけたりした場合は、以下に URL を記載して下さい。

以上です。矯正歯科医のモラル、地位向上にご協力頂き、心より感謝申し上げます。

氏名（自署） _____ 印 _____